

佐賀市契約後V E方式工事実施試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市が発注する建設工事において、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を維持し、さらにより高い水準を追及しながら、コスト縮減及び施工の確保を図ることを可能とする技術上の提案（以下「V E提案」という。）を、当該工事の請負者（以下「請負者」という。）から契約後に受け付ける方式（以下「契約後V E方式」という。）を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市長は、次に掲げる工事と認められるものを、契約後V E方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 比較的高度又は特殊な技術を要するとともに民間の技術開発の進展が顕著な工事
- (2) 請負者が施工方法等に関して固有の技術を有する工事
- (3) 施工段階において現場の状況に即してコスト縮減が可能となる提案が期待できる工事

2 市長は、対象工事の工期の設定に当たっては、請負者がV E提案をするための期間を15日以上確保するよう努めなければならない。

(V E提案の範囲)

第3条 V E提案は、対象工事の設計図書において定められた標準的な工事材料、施工方法等（以下「標準案」という。）を変更することにより経費の縮減が期待できる部分について、工事目的物の変更を伴わない範囲内において求めるものとする。ただし、次に掲げる提案を除く。

- (1) V E提案の範囲外とした工期その他の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 佐賀市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条第1項各号に掲げる事実が確認された後になされた提案
- (3) 対象工事と同種の工事の実績に関する事項を入札参加資格とした入札により契約を締結した場合において、請負者が実績として示した工事の規模を超えることとなる提案

(入札公告等の記載事項)

第4条 市長は、対象工事に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に規定する公告を行うときは、当該公告、入札説明書及び特記仕様書に、それぞれ別表1に定める事項を記載するものとする。

2 対象工事の工事請負契約書は、約款に、追加条項として別表2を添付するものとする。

(V E 提案書の提出)

第 5 条 請負者は、V E 提案を行うときは、契約を締結した日以後当該 V E 提案に係る部分の工事に着手しようとする日の 3 0 日前までに、V E 提案書（様式第 1 号から様式第 4 号まで）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか V E 提案の審査に必要な範囲内で、請負者に前項の V E 提案書に係る資料、図書その他の書類の提出を求めることができる。

3 V E 提案書の提出に要する費用は、請負者の負担とする。

(V E 提案の審査等)

第 6 条 V E 提案の審査及び採否の決定は、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性等に基づき、佐賀市契約後 V E 提案審査委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。

2 委員会は、次の事項に関する審査等を行う。

(1) V E 提案の内容の審査

(2) V E 提案の採否の決定

(3) その他契約後 V E 方式の試行に関し必要と認める事項

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員 7 名以内で組織するものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員をもって充てる。

(1) 委員長 建設監理課長

(2) 副委員長 契約監理課長

(3) 委員 対象工事の事業を担当する課、対象工事の施工監理を担当する課（以下「工事担当課」という。）及び対象工事に関係する課の課長及び副課長又は係長（これに相当する職にある者を含む。）。ただし、対象工事に関係する課にあっては、委員長が指定する者に限る。

4 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

5 委員会の会議は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 委員会の会議の議事は、委員長の決するところによる。

7 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求めてその意見を聴き、又は説明を求めることができる。

9 委員長は、特に必要と認めるときは、学識経験者にその意見を求める等の必要な協力を依頼することができる。

1 0 委員会の庶務は、工事担当課が処理する。

1 1 前各項に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

(V E 提案の採否の通知)

第7条 市長は、V E 提案の採否の結果については、V E 提案の提出があった日から14日以内に、V E 提案採否決定通知書（様式第5号）により請負者に通知するものとする。

2 前項に定める期間は、請負者の同意を得て延長することができる。

（設計及び請負代金額の変更）

第8条 市長は、V E 提案を採用したときは、その内容に応じて対象工事の設計図書の内容を変更するとともに、必要に応じ、請負代金額を減額するものとする。

2 前項の規定による請負代金額の減額は、採用されたV E 提案により縮減が見込まれる経費に相当する額から、当該額に10分の5を乗じて得た額（以下「V E 管理費」という。）を減じて得た額の範囲内で行うものとする。

3 V E 管理費は、前2項の規定による請負代金額の減額後に、対象工事について約款第18条第1項各号に掲げる事実が確認されたときも、変更しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

（契約後V E 縮減額証明書の発行）

第9条 市長は、請負者から請負代金の支払請求がなされた場合に、請求のあった日から14日以内に契約後V E 縮減額証明書（様式第6号）（以下「証明書」という。）1部を発行する。

2 証明書には、工事名、工事場所、請負者名とその建設業許可番号、工期、最終請負代金額、V E 提案による工事費の縮減額を記載する。

3 証明書記載事項である「V E 提案による工事費の縮減額」については、設計変更におけるV E 管理費に消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を計上し、記載する。

4 請負者が共同企業体の場合、証明書（様式第7号）は、共同企業体の構成員の数と同部数発行する。

（V E 提案の内容の保護）

第10条 佐賀市は、V E 提案に係る施工方法その他の技術がその後の建設工事等において一般的に使用される状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、請負者が工業所有権等の排他的権利を有するV E 提案については、この限りではない。

（責任の所在）

第11条 対象工事に係る請負者の責任は、委員会がV E 提案を適正と認めることにより軽減されるものではない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

区 分	加える箇所と加える事項
<p>入札公告及び入札説明書に加える事項</p>	<p>その他</p> <p>(1) 本工事は、契約後 V E 方式を試行する工事として、設計図書において定められた標準的な工事材料、施工方法等と異なる V E 提案を契約締結後に受け付けるものとする。</p> <p>(2) 本工事に係る契約を締結した者は、市長に対し設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を維持し、さらにより高い水準を追求しながら、コスト縮減及び施工の確保を図ることを可能とする技術上の提案を行うことができる。この場合において、提案が採用されたときは、設計図書を変更し、必要に応じ請負代金額を減額するものとする。</p>
<p>特記仕様書に加える事項</p>	<p>約款第 19 条の 2 に定めるもののほか V E 提案の範囲、V E 提案書の提出方法、V E 提案の審査その他 V E 提案に関して必要な事項については、佐賀市契約後 V E 方式工事实施試行要領（令和 4 年 9 月 7 日施行）に定めるところによる。</p>

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	加える箇所と加える事項
約款に加える事項	<p>(設計図書の変更に係る受注者の提案)</p> <p>第 19 条の 2 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を維持し、さらにより高い水準を追及しながら、請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に関する設計図書の変更について、発注者に提案することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部を採用することが適当と認めるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、発注者は、必要に応じ、採用された V E 提案により縮減が見込まれる経費に相当する額から、当該額に 10 分の 5 を乗じて得た額 (以下「V E 管理費」という。) を減じて得た額の範囲内で請負代金の減額を行うものとする。</p> <p>4 V E 管理費は、前項の規定による請負代金額の減額後に、対象工事について第 18 条第 1 項各号に掲げる事実が確認されたときも、変更しないものとする。ただし、発注者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。</p>